



2015年4月21日

各 位

会 社 名 クックパッド株式会社
代表者名 代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号：2193 東証第一部)
問合せ先 執行役 菅間 淳
電話番号 03 (6368) 1000

株式会社みんなのウェディング株券（証券コード 3685）に対する 公開買付けの開始及び同社との資本業務提携に関するお知らせ

クックパッド株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2015年4月21日付取締役会決議において、以下のとおり、株式会社みんなのウェディング（コード番号：3685、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び対象者との間で資本業務提携を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等及び資本業務提携の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者株式を所有しておりませんが、当社の取締役であり代表執行役である穂田誉輝氏（以下「穂田氏」といいます。）は、本日現在、対象者株式1,000,000株（所有割合（注1）13.13%）を所有する対象者の第三位株主であります。この度、当社は、2015年4月21日付取締役会決議において、対象者との間で、2015年4月21日付で資本業務提携基本合意書（以下「本資本業務提携基本合意書」といいます。本資本業務提携基本合意書の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 対象者との資本業務提携基本合意」をご参照ください。）を締結すること、及び、穂田氏との間で、2015年4月21日付で穂田氏が所有する対象者株式に係る議決権行使等に関する株主間契約書（以下「本株主間契約書」といいます。本株主間契約書の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 穂田氏との株主間契約」をご参照ください。）を締結するとともに、対象者株式を取得して対象者との間に一定の資本関係を構築し、当社出身者を対象者の取締役として派遣すること等によって対象者を連結子会社化（注2）することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注1) 対象者が2015年2月13日に提出した第5期第1四半期報告書（以下「第5期第1四半期報告書」といいます。）に記載された2014年12月31日現在の発行済株式総数（7,617,300株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、所有割合の計算において同じです。

(注2) 当社は、2015年12月期第1四半期より国際会計基準(以下「IFRS基準」といいます。)を採用しており、対象者を同基準に基づき当社の連結子会社とすることを目的としております。

本公開買付けが対象者を連結子会社化(IFRS基準)することを目的に実施するものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、当社は、買付予定数の上限を2,047,000株(所有割合26.87%)。なお、かかる場合において本公開買付けにより当該株数の買付けを行った後に当社が所有することとなる対象者株式の数及び穂田氏が所有する対象者株式の数の合計数は3,047,000株(所有割合40.00%)としております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(2,047,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、当社は、本日現在穂田氏が所有している株式数と併せて株式所有割合が3分の1超となる株式数である1,544,178株(所有割合20.27%)。なお、かかる場合において本公開買付けにより当該株数の買付けを行った後に当社が所有することとなる対象者株式の数及び穂田氏が所有する対象者株式の数の合計数は2,544,178株(所有割合33.40%)を買付予定数の下限として設定し、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,544,178株)に達しない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

なお、当社は、対象者の筆頭株主であるGlobis Fund III, L.P.(以下「グロービスⅢ」といいます。)及び同第六位株主であるGlobis Fund III(B), L.P.(以下「グロービスⅢB」といい、グロービスⅢとグロービスⅢBを「グロービス」と総称します。)、並びに同第二位株主である株式会社ディー・エヌ・エー(以下「ディー・エヌ・エー」といいます。)との間で、2015年4月21日付でそれぞれが所有する対象者株式の本公開買付けへの応募に関する契約書(以下、グロービスとの間の本公開買付けへの応募に関する契約書を「グロービス応募契約書」、ディー・エヌ・エーとの間の本公開買付けへの応募に関する契約書を「ディー・エヌ・エー応募契約書」といい、グロービス応募契約書及びディー・エヌ・エー応募契約書を併せて「本応募契約書」と総称します。本応募契約書の内容につきましては、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「②グロービス及びディー・エヌ・エーとの公開買付応募契約」をご参照ください。)を締結しております。本応募契約書に基づきグロービスⅢが所有する対象者株式1,359,200株(所有割合17.84%)の全て、グロービスⅢBが所有する対象者株式380,000株(所有割合4.99%)の全て及びディー・エヌ・エーが所有する対象者株式1,034,100株(所有割合13.58%)の全て(グロービス及びディー・エヌ・エーが所有する対象者株式の合計は2,773,300株(所有割合36.41%)となります。)について本公開買付けに応募する旨の合意を得ていることから、グロービス及びディー・エヌ・エーが本応募契約書に従いそれぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合、応募株券等の総数が買付予定数の上限を上回ることとなります。応募株券等の総数が買付予定数の上限を上回り、当社があん分比例の方式により買付けを行う場合、グロービス及びディー・エヌ・エーは、いずれも本公開買付けによって所有する対象者株式の全てを売却することができないこととなりますが、グロービス及びディー・エヌ・エーによれば、現時点において、当該売却することのできなかつた対象者株式についての保有方針は未定であるとのことです。

また、対象者が2015年4月21日に公表した「クックパッド株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携基本合意書締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、EYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EY」といいます。）から取得した株式価値算定書、対象者の諮問機関として2015年3月11日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下「本答申」といいます。）及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本資本業務提携基本合意書の締結及び本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、①本資本業務提携基本合意書を締結し、当社との間に一定の資本関係を構築するとともに、代表取締役を含む取締役の過半数を受け入れることにより、当社と対象者の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、②本公開買付価格がEYより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、2015年4月21日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

当社は東京証券取引所市場第一部に上場し、「毎日の料理を楽しみにする」ことを企業理念として、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」を中心に事業展開しています。「クックパッド」ののべ月間利用者数は2014年12月末時点で5,042万人となり、日本最大のレシピサービス（注）となっています。当社は、「クックパッド」を「食を中心とした生活インフラ」へと進化させるべく、既存事業の拡大に加えて新規事業の拡大に注力しています。当社は、事業展開上、生活者の目線で利便性や使いやすさを追求する姿勢である「ユーザーファースト」を最も重要な価値観と位置付けており、すべてのサービスや事業において「ユーザーファースト」を徹底して、生活者の利便性向上に注力しています。

（注）当社の調査によれば、「クックパッド」は日本における代表的なレシピサイトの中で、ページビュー（PV）数及びユニークユーザー（UU）数が最多となっております。なお、ページビュー（PV）数とは一定期間に閲覧されたウェブページの総数を、ユニークユーザー（UU）数とは一定期間にアクセスしたユーザーの総数をいいます。

一方、対象者は、2010年10月にディー・エヌ・エーから新設分割により設立されました。対象者は「みんなの願いを一緒に実現する会社」を経営理念として掲げ、「みんなが願う結婚式のすべてを実現すること」をウェディング事業ミッションとし、花嫁・花婿の視点に立って、花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げるため、結婚式場の口コミサイト運営事業である「みんなのウェディン

グ事業」と結婚式プロデュース事業である「その他事業」を展開しております。対象者は、2014年3月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、ブライダル業界における地位をより強固にするためのサービス開発体制の強化、また、更なる企業価値向上のための新しい収益源の確立を中期的な課題の一つとして挙げております。加えて、対象者が2014年11月14日に公表した「売上に関する社内調査結果に関するご報告」(注)によれば、対象者は、2014年10月に対象者の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから不適切な会計処理について指摘を受けており、内部統制の強化も課題としております。

(注) 対象者の2014年11月14日付プレスリリース「売上に関する社内調査結果に関するご報告」によれば、2014年10月、対象者の会計監査人から実態を伴わない売上(ウェディング施行に係る12百万円の売上について、実際にはウェディング施行は行われておらず、当該売上に係る入金は対象者の当時の代表取締役の個人資金から拠出されていたとのこと)が計上されている可能性がある旨を指摘され、対象者において社内調査を実施し、当該売上に係る会計処理の修正を行ったとのこと(なお、かかる会計処理の修正は2014年9月期決算に反映済みとのこと)。また、再発防止策として、①コンプライアンス体制の強化及び企業風土の改善、②職務権限や職務分掌の見直し、③Brideal事業本部における業務プロセスの見直し、④決算財務報告プロセスの見直し、及び⑤内部通報制度の充実が挙げられています。

このような状況下、当社は、2014年11月、対象者主要株主数社より対象者との資本提携について提案されたのを受けて、2014年12月に、対象者の株式買付けを含む当社と対象者の協業の可能性について検討を開始しました。当社は、2015年1月30日に「平成27年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者2015年9月期第1四半期決算短信」といいます。)が対象者により開示された後、2015年2月上旬に連絡をして主要株主及び対象者との協議を具体的に開始し、同年2月下旬に人的支援を中心とした資本業務提携の内容について対象者に提案いたしました。その後も、当社と対象者の間で複数回に亘って協議を行い、両社の事業の更なる拡大と企業価値向上のための方策について検討を進めました。

当社及び対象者は、協議の結果、2015年3月、当社と対象者の資本関係を強固なものとし、対象者を当社の連結子会社(IFRS基準)とすることによって、当社が有する各種の経営リソースを最大限に活かすことが可能となり、また、両社の事業機会の拡大につながると考えられることから、本公開買付け及び両社の業務提携の実施は、当社又は当社の関係会社(以下「当社グループ」といいます。)及び対象者双方の企業価値向上に資するものと判断しました。

当社は、結婚という人生における重要なイベントは、料理をする頻度が増す重要な機会であるだけでなく、当社が目指している「食を中心とした生活インフラ」の提供においても、非常に重要な機会であると考えており、対象者は「クックパッド」が「生活インフラ」へと進化していく上で重要な構成要素となると考えています。当社は、具体的な施策として、本公開買付けの成立後、対象者との間の相互送客を含めユーザー増加施策等を実施することを検討しております。

他方、対象者においては、そのサービスを更に拡大していくに当たり、当社が有する「クックパッド」のサービス構築のノウハウ、技術基盤を共有することで、事業展開を一層加速させることができると考えております。当社及び対象者は、今後、これまで両社それぞれが培ってきた事業ノウ

ハウを活かし、一体となって事業展開を行うことで、更なる当社グループ及び対象者双方の企業価値の向上を目指していきます。

具体的には、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 対象者との資本業務提携基本合意」に記載の本資本業務提携基本合意書に基づき業務提携を実施する事項を含め当社と対象者が協業を深めることにより、まず、当社が重視している「ユーザーファースト」の姿勢を対象者のサービスにおいてさらに浸透させていきます。そして、対象者が従来より行っているユーザーへの価値を最優先としたサービス設計を加速させ、結果的に結婚式場を主とする顧客企業にとっても価値のあるサービス及び事業モデルへと進化させていきます。また、「クックパッド」の価値の源泉は、多くのユーザーにより投稿された多様なレシピであると考えていますが、対象者のサービスもユーザーが投稿する口コミが重要なコンテンツとなっており、両社のサービスにはユーザー投稿型インターネットサービスという類似性があります。そのため、当社が有する「クックパッド」のレシピコミュニティの運営ノウハウを対象者と共有し、対象者の結婚式に関する情報サービスにおいてもより良質なコミュニティを構築していきます。さらに、「クックパッド」のべ月間利用者数のうち7割近く（2014年12月末時点）がスマートフォンやタブレット等のいわゆるスマートデバイスからのアクセスとなっており、当社はスマートデバイスでのサービス展開を強みとしています。対象者においても、サービスのスマートデバイス対応を推進している状況にあり、「クックパッド」にて培ったスマートデバイスにおけるサービス構築のための技術を共有し、対象者のサービスをスマートデバイスでもより使いやすいサービスに変化させていきます。

上記のとおり当社グループ及び対象者双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出するため、当社及び対象者は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 対象者との資本業務提携基本合意」のとおり、2015年4月21日付で本資本業務提携基本合意書を締結し、ユーザー増加施策協力、対象者のサービスの認知度向上、収益の拡大協力及び人的支援の各分野に関する業務提携を行うことを合意しております。

② 本公開買付け成立後の経営方針

当社及び対象者は、本資本業務提携基本合意書に基づき、本公開買付け後の対象者の経営体制について、当社から対象者の取締役を少なくとも3名派遣し、対象者の取締役の過半数（なお、現時点では、対象者の取締役会は4名の取締役により構成されており、当社から取締役の派遣は行われておりません。）を、当社が派遣する取締役とする予定です。また、対象者は速やかに臨時株主総会を招集し、新しい役員体制について決議する予定です。具体的には、当該臨時株主総会において、少なくとも当社の取締役であり代表執行役である穂田氏並びに当社の従業員である石渡進介氏及び間瀬紀彦氏を候補者とする取締役選任議案を上程する予定です。また、当該臨時株主総会の終結後における対象者取締役会において、石渡進介氏を代表取締役に選定する予定です。なお、本日現在の対象者の取締役のうち、内田陽介氏、新井普之氏及び芝昭彦氏は、本公開買付けが成立した場合には、その後に対象者が招集する当該臨時株主総会の終結時をもって退任する予定です。

さらに、当社は、かかる役員派遣に加えて、対象者株式を所有し、かつ本株主間契約書に基づき議決権行使の指示権を取得することで、対象者を実質的に支配することにより、対象者を当社の連結子会社（IFRS基準）とすることを予定しています。

当社は、上記のとおり、当社グループ及び対象者双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、当社グループ及び対象者の企業価値向上にとって有益であると考えております。取締役の派遣を含む人的支援、当社のサービス開発において重要な価値観である「ユー

ザーファースト」の徹底、法令遵守の徹底及び新たな収益源の確立を進め、対象者のサービスの優位性を向上させるとともに内部統制の強化を積極的に推進するため、本資本業務提携基本合意書に基づき、対象者との間で下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 対象者との資本業務提携基本合意」に記載の業務提携を実施していきます。

③ 当社における意思決定方法

当社の取締役であり代表執行役である穂田氏が対象者株式 1,000,000 株（所有割合 13.13%）を所有する対象者の主要株主である状況を考慮し、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、穂田氏と当社の株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社の取締役であり代表執行役である穂田氏は、本公開買付けに関する取締役会及び当社執行役の会議体である経営会議の決議（但し、以下に記載の 2015 年 4 月 21 日付取締役会書面決議における同意を除きます。）には参加しておらず、2015 年 2 月中旬以降、当社の立場において対象者並びに本応募契約書の相手方であるグロービス及びディー・エヌ・エーとの協議・交渉にも参加しておりません。

なお、本公開買付けを開始することを決議した 2015 年 4 月 21 日付取締役会決議は、取締役の全員が書面により同意することによって決議があったものとみなされる書面決議の方法により行われているところ、穂田氏が当該決議事項について特別の利害関係を有するか疑義もあるため、書面決議の要件を確実に充足する観点から、穂田氏を含む取締役全員より書面による同意を取得しております。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

① 穂田氏との株主間契約

本公開買付けに際して、当社は、当社と当社の取締役であり代表執行役であると同時に対象者の主要株主でもある穂田氏との利益相反を回避するため、穂田氏との間で、2015 年 4 月 21 日付で本株主間契約書を締結しております。本株主間契約書において、穂田氏は、その所有する対象者株式 1,000,000 株（所有割合 13.13%）の全てについて、当社の指示に従い議決権を行使すること、当社の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意しております。

② グロービス及びディー・エヌ・エーとの公開買付応募契約

当社は、グロービスとの間で、2015 年 4 月 21 日付でグロービス応募契約書を、ディー・エヌ・エーとの間で、同日付でディー・エヌ・エー応募契約書をそれぞれ締結しています。グロービス応募契約書及びディー・エヌ・エー応募契約書においては、グロービスⅢがその所有する対象者株式 1,359,200 株（所有割合 17.84%）の全てを、グロービスⅢB がその所有する対象者株式 380,000 株（所有割合 4.99%）の全てを、また、ディー・エヌ・エーがその所有する対象者株式 1,034,100 株（所有割合 13.58%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、グロービス応募契約書では、本公開買付けへの応募に関する前提条件、特別な撤回事由、その他応募株主が本公開買付けに応募しない場合を想定した規定は定められておりません。

他方、ディー・エヌ・エー応募契約書においては、ディー・エヌ・エーの応募の義務の履行は、(a) 本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、(b) ディー・エヌ・エー応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、ディー・エヌ・エー応募契約書において当社がディー・エヌ・エーに対して行う表明及び保証（注 1）に重大な誤り

が存在しないこと、(c) 当社について、ディー・エヌ・エー応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないこと、(d) 対象者取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する対象者の取締役会決議が行われていないこと、(e) 当社が、穂田氏との間でその保有する対象者株式を本公開買付けに応募しない旨合意し、かつ穂田氏がかかる合意を順守していること、(f) 本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は命令、処分若しくは裁判が存在しないこと、及び(g) 本公開買付けに応募することが客観的に困難となるような天変地異がないことを前提条件としております。但し、ディー・エヌ・エーは、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められております。また、当社以外の者による対象者株式に係る公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始されるか、又は対抗公開買付けの開始が合理的に予見され、かつ対抗公開買付けに係る買付条件が本公開買付けにおける買付条件を上回っていると合理的に判断される場合には、ディー・エヌ・エーは応募の義務を負わないものとされています。

（注1）ディー・エヌ・エー応募契約書において、当社は、ディー・エヌ・エーに対し、(a) 存続及び権限、(b) 契約の締結及び履行、(c) 授権及び強制執行可能性、(d) 許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 破産申立原因等の不存在、(g) 反社会的勢力への非該当、並びに (h) 重要事実の不存在について、表明及び保証を行っております。

（注2）ディー・エヌ・エー応募契約書において、当社は、ディー・エヌ・エーに対し、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

③ 対象者との資本業務提携基本合意

当社は、対象者との間で、2015年4月21日付で本資本業務提携基本合意書を締結しています。本資本業務提携基本合意書においては、当社及び対象者が、ユーザー増加施策協力、対象者のサービスの認知度向上、収益の拡大協力及び人的支援の各分野に関する業務提携を行うことに合意しております。また、対象者の取締役の過半数が当社の指名した者となるよう、対象者の株主総会において選任する取締役の候補者のうち過半数を当社が指名することができること、及び本公開買付けの実施後速やかに、対象者は、当社が指名する取締役少なくとも3名（穂田氏、石渡進介氏及び間瀬紀彦氏）を選任する議案を上程する臨時株主総会を開催することが合意されています。これらの合意については、本公開買付けによる当社の対象者株式の取得の完了を条件として効力が発生します。対象者は、かかる臨時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認されるまでの間、善良なる管理者たる注意をもって、通常の業務の範囲内においてその業務を遂行し、財産を管理すること、通常の業務の範囲内に属さない行為には、(i) 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他対象者の株式を取得できる証券又は権利の発行、処分又は付与、(ii) 自己株式若しくは自己新株予約権の買受その他一切の取得（单元未満株式買取請求の行使による取得を除きます。）、株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て及び(iii) 組織変更、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受又は子会社の異動を伴う株式の譲渡若しくは譲受を含むことが合意されております。さらに、対象者は、当社の事前の書面による同意を得ている場合を除き、株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分、組織再編その他の行為を行おうとするときは、当社と事前に協議することが合意されております。

また、対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、これを公表し、本公開買付けの期

間中、維持すること、及び賛同表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反すると合理的に認められる場合には、事前に当社と協議の上、賛同表明を撤回又は変更できるものとするのが合意されております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は対象者株式を所有しておりませんが、当社の取締役であり代表執行役である穂田氏が対象者株式 1,000,000 株（所有割合 13.13%）を所有する対象者の主要株主である状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者機関からのフェアネス・オピニオン等の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、2015年3月下旬、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定及び本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を依頼いたしました。なお、ブルータスは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

当社がブルータスから2015年4月20日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下、本株式価値算定書とフェアネス・オピニオンを「フェアネス・オピニオン等」と総称します。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるEYに対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

EYは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はEYから2015年4月20日に株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、対象者はEYから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておらず、EYは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

以上の各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法： 790円～930円

類似会社比準法： 1,064円～1,240円

DCF法： 1,127円～1,511円

EYは、市場株価法では、直近の株式市場の状況を反映するため、本公開買付けに関する対象者取締役会決議の前日にあたる2015年4月20日を評価基準日としたとのことです。また、採用期間は、可能な限り直近の情報が反映された株価を採用することが望ましいと考えられる一方で、一時的な要因による株価変動等の要素を排除するよう決定する必要があるとのことです。そのためEYは、対象者2015年9月期第1四半期決算短信において、対象者の第1四半期に係る四半期決算及び通期業績予想が公表されてから評価基準日までを採用期間としたとのことです。但し、EYは、当該短信公表以降、対象者の株価が数営業日にわたり、大きな出来高を伴い下落を続けていることから、出来高・株価の面から、市場の評価が安定したと判断する2015年2月4日以降を採用したとのことです。採用期間における終値の最小値及び最大値を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、790円から930円と分析したとのことです。

類似会社比準法では、事業内容及び収益構造が対象者と比較的類似し、一定水準の株式流通量を有する上場会社のキャッシュフローや収益率等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,064円から1,240円と分析したとのことです。

DCF法では、対象者の売上収益や投資計画に関する将来5期分（2015年9月期乃至2019年9月期）の事業計画数値、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が2015年1月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は1,127円から1,511円と分析したとのことです。EYは、DCF法においては対象者の当該事業計画数値の目標達成を前提として算定を実施しているとのことです。対象者は、当該事業計画において、結婚式場のロコミサイトの運営事業である「みんなのウェディング事業」では、ユーザー数の拡大やサイトパワー強化等の継続的な成長を図るための投資を行い、有料掲載結婚式場数を積み上げると共に、提供するサービス向上に見合った水準に掲載料等を引き上げることによって売上高の拡大を図り、一方、結婚式プロデュース事業である「その他事業」では、ウェディングプランナーの採用・育成により施行件数の積上げと施行単価の向上を図るとのことです。また、売上高の拡大に合わせて事業部門及び管理部門において必要な人材の採用を行うとのことです。これらの結果、対象者は、当該事業計画の期間において、2015年9月期は本社移転に伴うコストの一時的な増加やサイトパワー強化等のための投資により増収減益となるとのことですが、その後は、売上高向上を企図した施策効果により増収増益となり、2016年9月期、2017年9月期及び2019年9月期は大幅な伸長を見込んでいるとのことです。なお、EYは、DCF法においてデュー・ディリジェンスを実施しておらず対象者の事業計画数値を原則所与として使用しているとのことです。

③ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに係る対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性をより確実なものとするを担保するべく、2015年3月11日、いずれも当社及び対象者から独立性を有する、大谷禎男氏（委員長／弁護士・元東京高等裁判所部総括判事）、今村創造氏（対象者社外監査役）及び本橋広行氏（公認会計士・対象者社外監査役）の3氏によって構成される「株式会社みんなのウェディング第三者委員会」（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本公開買付けに関して、対象者が本公開買付けに対して賛同表明をし、本公開買付けに応募するか否かは株主に委ねる旨の意見表明（本③において以下「本意見表明」といいます。）をすること並びに本意見表明に係る適時開示の公表及び意見表明報告書の提出（本③

において以下「本開示」といいます。) をすることについて対象者取締役が善管注意義務違反が成立するか否か(以下「本諮問事項」といいます。) について本第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

本第三者委員会は、2015年3月11日より同年4月20日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し検討を行ったとのことです。具体的には、本第三者委員会は、かかる検討にあたり、(i) 当社による対象者に対する本公開買付けの条件(本公開買付け価格を含む。) 及び本公開買付け成立後の経営方針に関する提案内容、(ii) 本資本業務提携基本合意書の締結及び本公開買付けの実施並びにそれらの条件に関する当社と対象者との協議の過程、(iii) 本資本業務提携基本合意書の締結及び本公開買付けにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の内容、並びに(iv) 以上の(i) から(iii) に関する対象者取締役会による検討の過程等について関係資料の提出及び説明を受けるとともに、これらに関する事情聴取を行ったとのことです。

本第三者委員会は、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、2015年4月20日に、大要、本公開買付けは、(a) 当社との運営ノウハウの共有、本資本業務提携基本合意書に基づく業務提携、公開買付けからの取締役派遣等から事業面のシナジーの創出が見込まれること、(b) 本株主間契約書の締結により、本公開買付けの成立後に当社と穂田氏との間で意見対立を招く懸念が直ちに想定されず、また、当社とその他株主との間で意見対立を招く懸念が直ちに想定されないこと、(c) 本公開買付けに反対又は異議のある対象者役職員が存在するとうかがわれる事情がないこと、(d) EYの算定した対象者株式の価値と比較した本公開買付け価格及び本公開買付けの市場株価に対するプレミアムが過去事例の水準を超えていると評価されること、(e) 本公開買付けの成立後に対象者株式の適正な株式価値の形成が阻害されとうかがわれる事情がなく、対象者株主は、本公開買付け価格に不満があれば本公開買付けに応募することなく引き続き対象者の株主であり続けることができること等から、企業価値の向上及び株主の共同の利益に照らして、本公開買付けに不合理な点は見当たらないばかりか、かえって合理的であることが認められること、また、本開示に当たって株主の判断のために重要な事項について虚偽の事実を公表し、又は、公表すべき重要な事項ないしは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の公表を怠るものとは認められないこと、従って、対象者取締役は、本意見表明及び本開示をすることについて善管注意義務に違反しない旨を内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本資本業務提携基本合意書の締結及び本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本資本業務提携基本合意書の締結並びに本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言(対象者の取締役会の意思決定の内容及び過程に関する法律意見書の取得を含みます。) を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2015年4月21日開催の取締役会において、対象者取締役4名のうち、社外取締役1名を含む対象者の取締役3名が出席し、出席した取締役の全員一致により、(i) 本資本業務提携基本合意書を締結し、当社との間に一定の資本関係を構築することにより、当社と対象者の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、対象

者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものを判断したこと、また、(ii) 本公開買付価格がEYより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の市場価値に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、本資本業務提携基本合意書を締結するとともに、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、上記取締役会において、本公開買付価格が不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所マザーズ市場において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者社外取締役の坂東龍氏は、ディー・エヌ・エー応募契約書を締結しているディー・エヌ・エーの従業員であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記取締役会には、対象者の非常勤社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化(IFRS基準)することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってかかる目的を達成した場合、現時点では、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化(IFRS基準)の目的を達成するに至らない場合には、連結子会社化(IFRS基準)の是非を含め、その対応方針について対象者と協議する予定であり、現時点では、具体的な対応方針は未定です。なお、当社は、その時点で決定する具体的な対応方針によっては、対象者の連結子会社化(IFRS基準)のために本公開買付け後に対象者の株券等を取得する可能性があります。現時点においては、その具体的な予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は2,047,000株(所有割合26.87%)を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後の、当社の所有する対象者株式の数は、穂田氏が所有する対象者株式の数と合計しても3,047,000株(所有割合40.00%)にとどまる予定です。従って、対象者株式については、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所マザーズ市場の上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社みんなのウェディング																																						
② 所 在 地	東京都中央区築地一丁目13番1号																																						
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO 内田 陽介																																						
④ 事 業 内 容	結婚式場の口コミサイト運営事業、結婚式プロデュース事業																																						
⑤ 資 本 金	1,436,302 千円 (2014 年 12 月 31 日現在)																																						
⑥ 設 立 年 月 日	2010 年 10 月 1 日																																						
⑦ 大株主及び持株比率 (2014年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>Globis Fund III, L.P.</td> <td>17.84%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ディー・エヌ・エー</td> <td>13.57%</td> </tr> <tr> <td>穂田 誉輝</td> <td>13.12%</td> </tr> <tr> <td>飯尾 慶介</td> <td>11.35%</td> </tr> <tr> <td>Y J 1 号投資事業組合</td> <td>7.86%</td> </tr> <tr> <td>Globis Fund III (B), L.P.</td> <td>4.98%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.94%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>2.94%</td> </tr> <tr> <td>ドイチェバンクアーゲーロンドンピービー ノントリテ ィー クライアント 631 (常任代理人 ドイツ証券株 式会社)</td> <td>2.32%</td> </tr> <tr> <td>中村 義之</td> <td>1.83%</td> </tr> <tr> <td>小暮 政直</td> <td>1.83%</td> </tr> </table>			Globis Fund III, L.P.	17.84%	株式会社ディー・エヌ・エー	13.57%	穂田 誉輝	13.12%	飯尾 慶介	11.35%	Y J 1 号投資事業組合	7.86%	Globis Fund III (B), L.P.	4.98%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.94%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.94%	ドイチェバンクアーゲーロンドンピービー ノントリテ ィー クライアント 631 (常任代理人 ドイツ証券株 式会社)	2.32%	中村 義之	1.83%	小暮 政直	1.83%														
Globis Fund III, L.P.	17.84%																																						
株式会社ディー・エヌ・エー	13.57%																																						
穂田 誉輝	13.12%																																						
飯尾 慶介	11.35%																																						
Y J 1 号投資事業組合	7.86%																																						
Globis Fund III (B), L.P.	4.98%																																						
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.94%																																						
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.94%																																						
ドイチェバンクアーゲーロンドンピービー ノントリテ ィー クライアント 631 (常任代理人 ドイツ証券株 式会社)	2.32%																																						
中村 義之	1.83%																																						
小暮 政直	1.83%																																						
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>本日現在、当社の取締役であり代表執行役である穂田誉輝は、対象者株式 1,000,000 株 (所有割合 13.13%) を所有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社は、2014 年 9 月期において、対象者に対して広告関連業務に係る売上があり、また、対象者に対する PR ツールの製作を含む広告関連業務の費用があります。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> </table>			資 本 関 係	本日現在、当社の取締役であり代表執行役である穂田誉輝は、対象者株式 1,000,000 株 (所有割合 13.13%) を所有しております。	人 的 関 係	該当事項はございません。	取 引 関 係	当社は、2014 年 9 月期において、対象者に対して広告関連業務に係る売上があり、また、対象者に対する PR ツールの製作を含む広告関連業務の費用があります。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はございません。																												
資 本 関 係	本日現在、当社の取締役であり代表執行役である穂田誉輝は、対象者株式 1,000,000 株 (所有割合 13.13%) を所有しております。																																						
人 的 関 係	該当事項はございません。																																						
取 引 関 係	当社は、2014 年 9 月期において、対象者に対して広告関連業務に係る売上があり、また、対象者に対する PR ツールの製作を含む広告関連業務の費用があります。																																						
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はございません。																																						
⑨ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>2012 年 9 月期</th> <th>2013 年 9 月期</th> <th>2014 年 9 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純 資 産</td> <td>216,086 千円</td> <td>350,035 千円</td> <td>3,158,191 千円</td> </tr> <tr> <td>総 資 産</td> <td>315,874 千円</td> <td>536,251 千円</td> <td>3,258,099 千円</td> </tr> <tr> <td>1 株 当 たり 純 資 産</td> <td>29.46 円</td> <td>61.69 円</td> <td>414.61 円</td> </tr> <tr> <td>売 上 高</td> <td>555,243 千円</td> <td>1,011,381 千円</td> <td>1,504,194 千円</td> </tr> <tr> <td>営 業 利 益</td> <td>70,447 千円</td> <td>175,443 千円</td> <td>327,318 千円</td> </tr> <tr> <td>経 常 利 益</td> <td>70,598 千円</td> <td>175,932 千円</td> <td>292,241 千円</td> </tr> <tr> <td>当 期 純 利 益</td> <td>60,967 千円</td> <td>109,869 千円</td> <td>183,030 千円</td> </tr> <tr> <td>1 株 当 たり 当 期 純 利 益</td> <td>42.08 円</td> <td>35.80 円</td> <td>27.07 円</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	2012 年 9 月期	2013 年 9 月期	2014 年 9 月期	純 資 産	216,086 千円	350,035 千円	3,158,191 千円	総 資 産	315,874 千円	536,251 千円	3,258,099 千円	1 株 当 たり 純 資 産	29.46 円	61.69 円	414.61 円	売 上 高	555,243 千円	1,011,381 千円	1,504,194 千円	営 業 利 益	70,447 千円	175,443 千円	327,318 千円	経 常 利 益	70,598 千円	175,932 千円	292,241 千円	当 期 純 利 益	60,967 千円	109,869 千円	183,030 千円	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	42.08 円	35.80 円	27.07 円
決算期	2012 年 9 月期	2013 年 9 月期	2014 年 9 月期																																				
純 資 産	216,086 千円	350,035 千円	3,158,191 千円																																				
総 資 産	315,874 千円	536,251 千円	3,258,099 千円																																				
1 株 当 たり 純 資 産	29.46 円	61.69 円	414.61 円																																				
売 上 高	555,243 千円	1,011,381 千円	1,504,194 千円																																				
営 業 利 益	70,447 千円	175,443 千円	327,318 千円																																				
経 常 利 益	70,598 千円	175,932 千円	292,241 千円																																				
当 期 純 利 益	60,967 千円	109,869 千円	183,030 千円																																				
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	42.08 円	35.80 円	27.07 円																																				

(注)「⑦ 大株主及び持株比率 (2014 年 9 月 30 日現在)」における持株比率の記載は、対象者が 2014 年 12 月 26 日に提出した第 4 期有価証券報告書に記載された 2014 年 9 月 30 日現在の発行済株

式総数に対する所有株式数の割合を記載して います。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	2015年4月21日(火曜日)
公開買付開始公告日	2015年4月22日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2015年4月22日(水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2015年4月22日(水曜日) から 2015年5月25日(月曜日) まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2015年6月8日(月曜日)までとなります

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,400円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、2015年3月下旬、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対し、対象者株式の価値算定及び本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見(フェアネス・オピニオン)を依頼いたしました。なお、プルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

プルータスは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社はプルータスから2015年4月20日に本株式価値算定書を取得いたしました。また、当社は、プルータスから、同日付で、一定の前提条件の下、本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	851円～1,027円
類似会社比較法	1,296円～1,405円
DCF法	1,398円～1,520円

市場株価法では、2015年4月20日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の基準日終値874円、直近1ヶ月間の終値単純平均値855円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値876円、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,027円及び2015年2月2日から基準日まで(注)の終値単純平均値851円

を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を851円から1,027円までと分析しております。

(注) 対象者2015年9月期第1四半期決算短信が株価に影響を与える重要事実の一つであると考えられることから、当該事実公表の翌営業日である2015年2月2日から基準日までの終値単純平均値も分析の対象としております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業内容、事業規模、収益の状況等の上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,296円から1,405円までと分析しております。なお、対象者の2015年9月期においては、本社移転による一時的な費用が発生しているため、2015年9月期の業績予想として開示された財務指標に当該一時費用を修正して類似会社比較法による算定を行っております。

DCF法では、当社が対象者から提供され、当社から提出を受けた事業計画(2015年9月期から2019年9月期までの5年間)を、直近までの業績の動向、対象者への事業計画インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して一定の修正をした2015年9月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,398円から1,520円までと分析しております。

(注) プルータスは、フェアネス・オピニオン等の各々の作成、提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、プルータスに提供され、又はプルータスと協議された基礎資料及び一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠し、その正確性及び完全性について、プルータスが実施した手続きを除き、何ら調査、検証を実施しておらず、またその調査、検証を実施する義務も負っておりません。従って、プルータスはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での対象者の信用力についての評価も行っておりません。フェアネス・オピニオン等の基礎資料として用いた対象者の事業計画その他の資料は、作成日時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。フェアネス・オピニオン等は、本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりフェアネス・オピニオン等の内容に影響を受けることがあります。プルータスは、そのような場合であってもフェアネス・オピニオン等の内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、フェアネス・オピニオン等は、フェアネス・オピニオン等に明示的に記載された事項以外、又はフェアネス・オピニオン等の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。フェアネス・オピニオン等は、本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当であることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、そ

他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン等は、本公開買付け実行の是非について意見を述べるものではありません。フェアネス・オピニオン等は、当社の取締役会が本公開買付け価格の意思決定に際しての基礎資料として使用することを目的としてブルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。フェアネス・オピニオン等は、対象者株式を所有する株主に本公開買付けに関する応募その他の行動の推奨を株主に行うものでもありません。ブルータスは、当社への投資などを勧誘する権限を有しておらず、かかる勧誘は行っておりません。従って、ブルータスはフェアネス・オピニオン等に依拠した株主及び第三者に対して何らの責任も負いません。

当社は、ブルータスから 2015 年 4 月 20 日に取得したフェアネス・オピニオン等を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、当社グループと対象者の取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、過去 6 ヶ月間の対象者株式の市場株価の動向、グロービス及びディー・エヌ・エーとの協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に 2015 年 4 月 21 日付の取締役会決議により、本公開買付け価格を 1,400 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格 1,400 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2015 年 4 月 20 日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値 874 円に対して 60.18%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）、過去 1 ヶ月間（2015 年 3 月 23 日から 2015 年 4 月 20 日まで）の終値単純平均値 855 円に対して 63.74%、過去 3 ヶ月間（2015 年 1 月 21 日から 2015 年 4 月 20 日まで）の終値単純平均値 876 円に対して 59.82%、過去 6 ヶ月間（2014 年 10 月 21 日から 2015 年 4 月 20 日まで）の終値単純平均値 1,027 円に対して 36.82%、対象者 2015 年 9 月第 1 四半期決算短信の公表日の翌営業日である 2015 年 2 月 2 日から 2015 年 4 月 20 日までの終値単純平均値 851 円に対して 64.51%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

当社は、2014 年 11 月、対象者主要株主数社より対象者との資本提携について提案されたのを受けて、2014 年 12 月に、対象者の株式買付けを含む当社と対象者の協業の可能性について検討を開始しました。当社は、対象者 2015 年 9 月期第 1 四半期決算短信が対象者により開示された後、2015 年 2 月上旬に連絡をして主要株主及び対象者との協議を具体的に開始し、同年 2 月下旬に人的支援を中心とした資本業務提携の内容について対象者に提案いたしました。その後も、当社と対象者の間で複数回に亘って協議を行い、両社の事業の更なる拡大と企業価値向上のための方策について検討を進めました。また、当社は、グロービス及びディー・エヌ・エーとの間で、本公開買付けの価格について協議・交渉いたしました。その結果、当社及び対象者は、協議の結果、2015 年 3 月、当社と対象者の資本関係を強固なものとし、対象者を当社の連結子会社（IFRS 基準）とすることによって、当社が有する各種の経営リソースを最大限に活かすことが可能となり、また、両社の事業機会の拡大につながると考えられることから、本公開買付け及び両社の業務提携の実施は、当社グループ及び対象者双方の企業価値向上に資するものと判断し、2015 年 4 月 21 日付の取締役会決議に

より、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに際して、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対し、2015年3月下旬に対象者株式の価値算定及び本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を依頼し、2015年4月20日付でフェアネス・オピニオン等を取得しました。なお、ブルータスは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 当該意見の概要

ブルータスは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社はブルータスから2015年4月20日に本株式価値算定書を取得いたしました。また、当社は、ブルータスから、同日付で、一定の前提条件の下、本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	851円～1,027円
類似会社比較法	1,296円～1,405円
DCF法	1,398円～1,520円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

前記「① 算定の基礎」欄に記載のとおり、当社は、ブルータスから2015年4月20日に取得したフェアネス・オピニオン等を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、当社グループと対象者の取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、過去6ヶ月間の対象者株式の市場株価の動向、グロービス及びディー・エヌ・エーとの協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に2015年4月21日付の取締役会決議により、本公開買付価格を1,400円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社から独立した第三者算定機関であるブルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,047,000 (株)	1,544,178 (株)	2,047,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,544,178株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,047,000株）を超え

る場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.11%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	20,470 個	(買付け等後における株券等所有割合 26.84%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.11%)
対象者の総株主等の議決権の数	76,165 個	

- (注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第 5 期第 1 四半期報告書に記載された 2014 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、第 5 期第 1 四半期報告書に記載された 2014 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（7,617,300 株）に、対象者が 2014 年 12 月 26 日に提出した第 4 期有価証券報告書に記載された 2014 年 11 月 30 日現在の第 2 回新株予約権（3 個：対象者によれば、当該第 4 期有価証券報告書に記載された 2014 年 11 月 30 日現在の新株予約権の総数（3 個）から変更はないとのこと。）の目的となる対象者株式の数（9,000 株）を加えた株式数（7,626,300 株）に係る議決権の数（76,263 個）を分母として計算しております。
- (注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,865,800,000 円

(注) 買付予定数（2,047,000 株）に 1 株当たりの本公開買付価格（1,400 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

② 決済の開始日

2015年5月29日（金曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2015年6月12日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募の受付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,544,178株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,047,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主

等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付け応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていない

こと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2015年4月22日（水）

(11) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については「1. 買付け等及び資本業務提携の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の当社の連結業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、(i) 本資本業務提携基本合意書を締結し、当社との間に一定の資本関係を構築することにより、当社と対象者の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、(ii) 本公開買付価格がEYより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、2015年4月21日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等及び資本業務提携の目的等」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

② 本資本業務提携基本合意書

当社は、対象者との間で、2015年4月21日付で、本資本業務提携基本合意書を締結いたしました。本資本業務提携基本合意書の概要については、上記「1. 買付け等及び資本業務提携の目的等」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、2015年4月21日に「第2四半期累計期間業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、当該公表の内容は以下のとおりです。なお、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年9月期第2四半期累計期間 業績予想数値の修正（平成26年10月1日～平成27年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	900	80	80	50	6.65
今回修正予想 (B)	950	84	86	59	7.92
増減額 (B - A)	50	4	6	9	—
増減率 (%)	5.6	6.2	8.3	19.1	—
(参考) 前期第2四 半期累計期間実績 (平成26年9月期)	719	169	146	87	14.82

以 上

【勧誘規制】

この文書は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。この文書は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、この文書（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この文書に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性がありますので、この将来に関する記述に全面的に依拠して、投資等の判断を行なうことは差し控えてください。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、この文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。